

証券コード 7065
2023年11月10日
(電子提供措置開始日 2023年11月7日)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

山口県宇部市寿町三丁目5番26号
ユーピーアール株式会社
代表取締役 社長執行役員 酒田 義矢

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第45回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト<https://www.upr-net.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（ユーピーアール）または証券コード（7065）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年11月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）へアクセスして、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月28日(火曜日) 午前10時(受付開始: 午前9時30分)
2. 場 所 山口県宇部市相生町8番1号
ANAクラウンプラザホテル宇部 3階 万葉の間
3. 目的事項
報告事項 (1) 第45期(2022年9月1日から2023年8月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第45期(2022年9月1日から2023年8月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

* 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

* 会社法改正により、電子提供措置事項について当社ウェブサイトおよび東京証券取引所のウェブサイト(本招集ご通知1頁ご参照)にアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておらず、上記各ウェブサイトに掲載しています。

従いまして、お送りする書面に記載している連結計算書類および計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

* 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

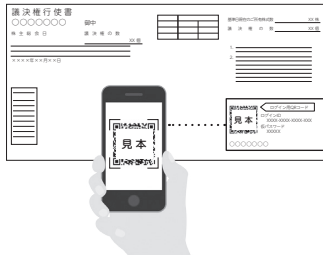
* 本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

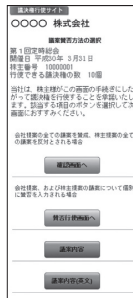
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

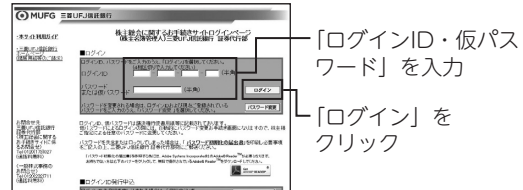
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



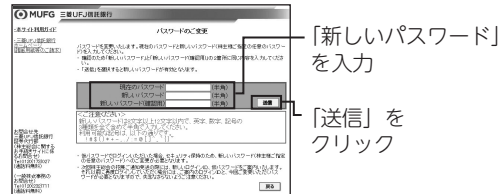
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muft.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年9月1日から)
(2023年8月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、社会経済活動は正常化に向けて回復基調で進み、ウィズコロナのもとで、景気は緩やかな持ち直しの動きとなっております。一方で、世界的な原材料価格の高騰等による物価上昇や金利上昇が続いており、依然として先行き不透明な状況が継続するものと思われま

す。当社グループの当連結会計年度が1年目となる中期経営計画2025 (ver.2) (2023年8月期から2025年8月期) では、「豊かな社会インフラの構築をDXで実現し、循環型社会に貢献する」という基本方針のもと、パレットというハードのレンタルにとどまらず、生産工場から消費者へとモノを運ぶうえで、物流の川上から川下までのあらゆる課題解決に取り組むソリューション提案企業を目指し、企業価値の向上を図ることとしております。

物流業界においては、2024年問題への対応期限を半年後に控え、「トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備」の実現が喫緊の課題となっております。レンタルパレットによるパレットプールシステム(注1)は、パレットの回収及び流失防止の仕組みがあることから高い関心を集めており、パレット輸送は2024年問題解決のために有効な手段であるとの認識が高まっているため、輸送用レンタルパレットの需要は堅調に推移しました。保管用レンタルパレットについても、在庫の増加により需要が高まっていた港湾地区の冷蔵・冷凍倉庫向けが順調に推移しました。企業の物流拠点投資は継続しており、販売も好調に推移しました。また、医薬品輸送の追跡及び温度監視サービスや工場等の遠隔監視サービスについても堅調に推移しました。

このような環境の中、輸送用レンタルパレット需要、また港湾地区での保管用レンタルパレット需要が順調に伸長した結果、レンタル売上は前連結会計年度比で9.5%の成長となりました。販売売上も計画を大きく上回り、前連結会計年度比で18.1%の成長となりました。

当社グループは、業種、規模、地域などが様々に異なる幅広い顧客と取引があり、新型コロナウイルス感染症の当社グループ業績への影響はマイナス面とプラス面の両方ありましたが、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中、また2024年問題が意識されていく中で、レンタルパレットの需要は大きく回復しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は14,833百万円（前連結会計年度比11.3%増）、営業利益は830百万円（同56.0%増）、経常利益は1,192百万円（同7.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は743百万円（同9.2%増）となりました。

当社の事業は、物流事業（パレットレンタル、パレット販売、アシストスーツ、物流IoT）とコネクティッド事業（ICT、ビークルソリューション）です。

事業別の状況は次のとおりであります。

物流事業におきましては、物流の2024年問題への対応が迫られる中、政府は6月に商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策をまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」を決定し、7月には発荷主企業のみならず、着荷主企業も含め、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するための「トラックGメン」を創設する等、政府の「2024年問題」対策は加速しています。「トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備」を実現するために、パレット輸送は有効な手段であり、パレットの回収及び流失防止の仕組みが充実しているレンタルパレットによるパレットプールシステムへの関心は高まっており、輸送用レンタルパレットにおいて、当社のレンタルパレットを活用した家庭紙メーカーの共同利用・共同回収は、堅調に推移しました。パレット輸送が進んでいない業界へのアプローチも進捗しております。保管用レンタルパレットについては、港湾地区を中心に倉庫の在庫水準は高い状況が続いており、季節性の返却が少なかったことにより稼働率は高い水準で推移しました。また、海外事業も概ね計画のとおり推移しました。物流IoTは、医薬品の高付加価値輸送（GDP）が貢献しました。アシストスーツは、高所作業用フルハーネス（2022年1月義務化）と一体化できるアシストスーツを中心に販売店展開を継続するとともに、介助用のケアタイプや軽量のエアータイプを発売し販路拡大に向けた展開を行ってまいりました。

以上の結果、物流事業では売上高は13,683百万円（前連結会計年度比11.1%）、セグメント利益2,382百万円（同13.4%増）となりました。

コネクティッド事業におきましては、ICTにおいて、遠隔監視ソリューションについては、通信規格変更に伴う機器販売が順調に推移し、顧客の計画前倒しにより、機器販売台数は順調に推移しました。DXタグ（注2）に関しては、人流管理での受注や家畜管理での実証実験が行われており、今後は使用用途の拡大を見込んでいるものの、当連結会計年度においては当初の計画を大幅に下回りました。カーシェアリングシステムについては、半導体不足による顧客のカーシェアリング車両の納入遅延がようやく解消され、車載器販売は概ね順調に推移しました。また、つくばでの自主事業については、会員数が順調に増加しました。

以上の結果、コネクティッド事業の売上高は1,149百万円（前連結会計年度比13.6%増）、セグメント損失165百万円（前連結会計年度はセグメント損失121百万円）となりました。

- (注) 1. パレットプールシステムとは、同一のパレットをより多くのユーザーが相互に循環利用する仕組みです。
2. 物流機器等の在庫・入出庫管理システムに用いていたアクティブ RFID タグを小型化し、機能追加を行ったものです。

事業別売上高

事業区分	第44期 (2022年8月期) (前連結会計年度)		第45期 (2023年8月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
物流事業	12,317百万円	92.4%	13,683百万円	92.2%	1,366百万円	11.1%
コネクティッド事業	1,012	7.6	1,149	7.8	137	13.6
合計	13,329	100.0	14,833	100.0	1,504	11.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3,731百万円で、その主なものは、パレット等物流機器のレンタル資産取得であります。

各事業別の設備投資額は次のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主要設備

物流事業： 3,616百万円

コネクティッド事業： 75百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,000百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 42 期 (2020年 8 月期)	第 43 期 (2021年 8 月期)	第 44 期 (2022年 8 月期)	第 45 期 (当連結会計年度) (2023年 8 月期)
売 上 高(百万円)	12,732	12,927	13,329	14,833
経 常 利 益(百万円)	1,381	850	1,114	1,192
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	984	561	680	743
1株当たり当期純利益 (円)	128.55	73.31	88.90	97.11
総 資 産(百万円)	20,029	18,528	19,598	20,898
純 資 産(百万円)	6,743	7,215	7,821	8,505
1株当たり純資産額 (円)	877.77	939.47	1,015.35	1,101.43

(注) 当社は、2019年10月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 42 期 (2020年8月期)	第 43 期 (2021年8月期)	第 44 期 (2022年8月期)	第 45 期 (当事業年度) (2023年8月期)
売 上 高(百万円)	12,321	12,509	12,893	14,338
経 常 利 益(百万円)	1,378	805	1,031	1,130
当 期 純 利 益(百万円)	982	458	637	717
1株当たり当期純利益 (円)	128.25	59.84	83.19	93.63
総 資 産(百万円)	19,948	18,335	19,153	20,252
純 資 産(百万円)	6,712	7,080	7,612	8,234
1株当たり純資産額 (円)	876.38	924.46	993.82	1,075.05

(注) 当社は、2019年10月15日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ウベパレットサービス株式会社	30百万円	100.0%	木製パレットの製造、補修及びデポ事業
UPR Singapore Pte.Ltd.	1,000千SGD	100.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR(Thailand)Co.,Ltd.	10,000千THB	49.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR Solution (Malaysia) Sdn.Bhd.	1,100千MYR	90.9	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
UPR VIETNAM CO.,LTD	697千USD	100.0	パレット及び物流機器のレンタル、販売事業
U P R S e r v i c e s I n c .	200千USD	100.0	追跡ソリューション事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で社会経済活動は正常化に向けて回復基調で進み、ウィズコロナのもとで、景気は緩やかな持ち直しの動きとなっております。一方で、世界的な原材料価格の高騰等による物価上昇や金利上昇が続いており、依然として先行き不透明な状況が継続するものと思われまます。

物流業界においては、2024年問題への対応期限を半年後に控え、総合物流施策大綱(2021-2025)にも記載されているとおり「これまで進捗してこなかった物流のデジタル化や構造改革を加速度的に促進させる好機」となっています。政府は6月に「物流改革に向けた政策パッケージ」を取りまとめ、国交省・経産省・農水省が「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定するなど、政府の「2024年問題」対策は加速しています。その取り組みの一つとして、「トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備」を実現するために、パレット輸送は有効な手段であり、パレットの回収及び流失防止の仕組みが充実しているレンタルパレットによるパレットプールシステムへの関心は高まっており、また、女性や高齢者を中心とした「新たな労働力の確保に向けた対策」として、当社アシストスーツへの関心も引き続き高いレベルを維持しています。そのような中、当社グループは中期経営計画の達成を目指し、取引先の課題解決へつなげるべく、経営体制の強化並びに業務執行の効率化、迅速化を図る目的で前年度に組織変更を行いました。事業ごとの課題を以下のとおり認識し、SFA（営業支援ツール）や社内業務効率化ツールの新規導入並びに活用により、それぞれの施策を強力に推し進めております。

① パレット等物流機器のレンタル事業：

トラックドライバーの荷待ち時間、荷役時間を短縮することができるパレット輸送は、2024年問題への有効な手段です。当社は、これまで手積み・手下ろしを行ってきた業界を中心に、レンタルパレットを使ったパレット輸送の仕組みを提案・導入してまいりました。また、パレット輸送に伴うパレット管理の負担を軽減するため、一部のお客様にはアクティブRFIDタグを搭載した「スマートパレット」や画像認識技術を使った「パレットファインダー」、インターネット回線を利用した物流機器在庫管理システムの「U-smart」をご利用いただいています。「U-smart」は、2023年11月から日本パレットレンタル株式会社と共同で開発したX-Rentalオープンプラットフォームに移行予定です。保管用レンタルパレットの拡販に加え、このように「追い風」の吹いている輸送用レンタルパレットの拡販を通して、中期経営計画の達成を目指します。

② パレット等物流機器の販売事業：

これまでのネット販売の拡大に加え、2024年問題への対応策の一つとして中継輸送が目玉され、その結果、物流拠点の新設が継続しています。この機会をとらえ、パレット等物流

機器の販売拡大を狙うとともに、顧客との信頼関係を構築し、パレット等物流機器のレンタル需要も掘り起こします。

③ アシストスーツ事業：

社会的課題である腰痛への対策としてアシストスーツの市場は大きく、今後、より拡大していくものと考えております。物流のお客様には直販中心、非物流のお客様には販売代理店・量販店経由での販売を中心とするチャンネル戦略をとり、「サポートジャケット Bb+Air」や「サポートジャケットBb+PROⅢ」など新商品をタイムリーに投入して、販売を拡大してまいります。

④ 物流IoT事業：

既存の「なんつい」や「World Keeper」などの追跡ソリューションに加え、パレットファインダーなどの新しいソリューションを提供することで、顧客に付加価値を提供してまいります。また、顧客への効率的で付加価値の高いサービスを提供するため、パレット等物流機器のレンタル事業及び販売事業とのシナジーを発揮できるよう追求してまいります。

⑤ ICT事業：

目視不要による業務改善への貢献をキーワードに遠隔監視技術の強化を行いつつ、顧客の拡大のために社外パートナーとの連携による遠隔監視ソリューション提供も進めてまいります。また、昨年9月に発売したDXタグを活用したソリューションの提案により、様々な用途や顧客ニーズに応えるとともにデータ利用によるコンサルティングの充実、また将来的にはAIやビッグデータ解析等の最新技術を積極的に導入する予定です。このようにサービス提供を拡大しリカーリング売上を拡大し、粗利益率の改善を図ります。

⑥ ビークルソリューション事業：

既存顧客の増車計画に対応した車載器の安定供給、自社運営事業の拡大、自治体、自動車販売会社、不動産会社等の新規顧客開拓、キーボックス型モビリティ無人貸渡システムの提供等を行いレンタカーや他モビリティサービスへの導入を進め、MaaS事業への参画を促進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年8月31日現在）

事業区分	事業内容
物流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・パレット等物流機器のレンタル事業（注）1 ・パレット等物流機器の販売事業（注）2 ・アシストスーツ事業（注）3 ・物流IoT事業（注）4
コネクティッド事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT事業（注）5 ・ビークルソリューション事業（注）6

- (注) 1. 木製・プラスチック製パレット (注) 7、ネスティングラック・カゴ車等金属製物流機器、その他物流機器及び関連商品のレンタル
2. 木製・プラスチック製パレット、ネスティングラック・カゴ車等金属製物流機器、その他物流機器及び関連商品の販売
3. アシストスーツのレンタル及び販売
4. 追跡ソリューションのレンタル及び販売
5. 遠隔監視ソリューションの役務提供及び関連機器のレンタル及び販売
6. カーシェアリング自主運営事業及びカーシェアリングシステムのレンタル、販売及びカーシェアリング運営受託
7. パレットとは荷物の保管や構内作業、輸送のために使用される薄い箱型の荷台で、木製・プラスチック製・金属製など用途ごとに多彩な種類が存在しております。パレットの上に荷物をまとめて載せることで、フォークリフトで一度に上げ下ろしができるようになるため、荷役作業のすべてを人力で行う場合と比べて、作業の効率化が可能となります。倉庫、自動車、電子機器、農産、水産、食品など幅広い業種に利用されています。

招集
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(6) 主要な営業所及び拠点 (2023年8月31日現在)

① 当社

本 社	宇部本社 (山口県宇部市)、東京本社 (東京都千代田区)
営 業 所	札幌営業所 (北海道札幌市中央区)、仙台営業所 (宮城県仙台市青葉区)、 関東営業所 (埼玉県さいたま市大宮区)、新潟営業所 (新潟県新潟市中央区)、 東京営業所 (東京都千代田区)、横浜営業所 (神奈川県横浜市港北区)、 静岡営業所 (静岡県静岡市葵区)、名古屋営業所 (愛知県名古屋市中区)、 大阪営業所 (大阪府大阪市淀川区)、岡山営業所 (岡山県岡山市北区)、 山口営業所 (山口県宇部市)、四国営業所 (香川県高松市)、 福岡営業所 (福岡県福岡市博多区)、南九州営業所 (鹿児島県鹿児島市)
デ ポ (注)	市原デポ (千葉県市原市)、三木デポ (兵庫県三木市)、 宇部デポ (山口県宇部市)、福岡デポ (福岡県糟屋郡久山町)

(注) パレットなど物流機器の貸出、返却を行うサービス拠点です。

② 子会社

ウベパレットサービス株式会社	山口県宇部市
UPR Singapore Pte.Ltd.	シンガポール共和国 シンガポール市
UPR (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国 バンコク市
UPR Solution (Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア セランゴール州 シャー・アラム市
UPR VIETNAM CO., LTD	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市
UPR Services Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サニーベール市

(7) 使用人の状況 (2023年8月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	157名	4名増
コネクティッド事業	18	3名増
全社(共通)	48	1名減
合計	223	6名増

(注) 1. 使用人数は正社員の就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員等)は、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193名	6名増	40.8歳	9.6年

(注) 使用人数は正社員の就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員等)は、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社山口銀行	4,866百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,290
株式会社三井住友銀行	1,093
株式会社りそな銀行	774
株式会社みずほ銀行	281

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式総数 7,660,000株
- ③ 株主数 2,582名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
酒田義矢	3,838,000株	50.11%
酒田三男	385,000	5.03
酒田加代子	320,000	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	311,700	4.07
第一生命保険株式会社	296,100	3.87
ユーピーアール従業員持株会	216,429	2.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	165,500	2.16
住友生命保険相互会社	160,000	2.09
酒田健治	116,100	1.52
野村信託銀行株式会社 (投信口)	105,000	1.37

(注) 持株比率は自己株式480株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	酒 田 義 矢	株式会社レノファ山口 社外取締役
取締役専務執行役員	酒 田 健 治	DX本部長
取締役常務執行役員	町 田 敏 明	コーポレート本部長
取締役常務執行役員	石 村 浩	物流事業本部長
取 締 役	有 宗 政 和	
取 締 役	土 田 亮	上智大学法科大学院 教授 株式会社ノエビアホールディングス 社外取締役 株式会社埼玉りそな銀行 取締役監査等委員 法律事務所フロンティア・ロー
常 勤 監 査 役	伊 東 弘 美	日本プラスト株式会社 社外監査役
監 査 役	松 倉 稔	松倉一悦税理士事務所 所属税理士
監 査 役	鈴 木 邦 成	日本大学生産工学部 教授

- (注) 1. 取締役有宗政和氏及び取締役土田亮氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役伊東弘美氏、監査役松倉稔氏及び監査役鈴木邦成氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役伊東弘美氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役松倉稔氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役有宗政和氏、取締役土田亮氏、常勤監査役伊東弘美氏、監査役松倉稔氏及び監査役鈴木邦成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中村 康久	2022年11月25日	任期満了	取締役常務執行役員 DX本部長
麓 幸子	2022年12月31日	辞任	社外取締役 株式会社なが岡 取締役 株式会社でんろく 取締役 一般社団法人敬友 代表理事 大館市の未来を創る会 代表

7. 当事業年度中の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
酒田 健治	取締役専務執行役員	取締役専務執行役員 DX本部長	2022年11月25日

8. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
酒田 健治	取締役専務執行役員 DX本部長	取締役専務執行役員 DX本部長兼先端開発部長	2023年9月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、2022年12月31日をもって社外取締役を辞任いたしました麓幸子氏との間でも、同様の契約を締結しておりました。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役酒田義矢氏、酒田健治氏、町田敏明氏、石村浩氏、有宗政和氏、土田亮氏、及び監査役伊東弘美氏、松倉稔氏、鈴木邦成氏と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各役員が自己若しくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合及び各役員が適切な防御活動を行わなかった場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としております。

なお、2022年12月31日をもって社外取締役を辞任いたしました麓幸子氏とも、同様の契約を締結しておりました。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社(海外は除く)の全役員（含む執行役員）及び重要な使用人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等にかかる決定方針

取締役の個別報酬等の内容決定については、「取締役の報酬等にかかる決定方針」にもとづいて、社外取締役を過半とした任意の指名・報酬委員会が役員規程に則り厳正かつ客観的に評価のうえ役員報酬案を作成して取締役会に提言し、決定しております。なお、その裁量の範囲は、あらかじめ株主総会で決議された報酬の範囲内であります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が「取締役の報酬等にかかる決定方針」と整合していることや、指名・報酬委員会からの提言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、「取締役の報酬等にかかる決定方針」を決議しており、その内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役員規程をもとに役位に従い、会社業績や経営内容、役員本人の成果・責任などを考慮した基本報酬（固定額金銭報酬）、及び業績連動報酬（賞与）で構成する。但し、社外取締役は基本報酬（固定額金銭報酬）のみとする。

なお、取締役の報酬等についての考え方や算定方法は次のとおりとする。

2. 報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針

- (1) 取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で取締役会が決定する。
- (2) 各取締役に対する報酬は、原則、従業員給与の最高額を1.0として、役位に従い、会社業績や経営内容、役員本人の成果・責任などを考慮の上算定する。
- (3) 取締役の報酬等は固定額金銭報酬とし、年額をもって決定し、年額の12分の1の額を毎月25日に支払う。
- (4) 取締役の報酬等の改訂は、毎年12月に改訂する。
- (5) 社外取締役は、固定額金銭報酬のみ支給する。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- (1) 取締役に対する賞与（業績連動報酬）は、業務執行役員を対象に、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各役員への配分は別途定める基準に基づいて取締役会にて決定し、毎年12月に支給する。
- (2) 事業部門役員への賞与（業績連動報酬）に係る指標は、税引前当期純利益及び担当部門の事業部責任利益とし、それ以外の取締役の賞与（業績連動報酬）に係る指標は、税引前当期純利益とする。

- (3) 取締役の賞与（業績連動報酬）は、対象期末日時点の月額報酬に、各指標の達成率により定められた支給係数を乗じた額とする。
4. 非金銭報酬等の内容及び額若しくは一又はその算定方法の決定に関する方針
- (1) 非金銭報酬等は支給しない。
5. 上記2～4の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- (1) 賞与（業績連動報酬）の支給係数が最大値となった場合の固定額金銭報酬と賞与（業績連動報酬）の割合は2：1となる。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするとき
- (1) 取締役の個人別の報酬等については、社外取締役を委員長とし、社外役員が過半数を占める任意の指名・報酬委員会で取締役個人別の報酬案を作成し、取締役会に提言する。但し、取締役会が報酬の決定を代表取締役に一任した場合は、役員報酬案を代表取締役に提言する。
- (2) 指名・報酬委員会の作成する取締役個人別の報酬案は、固定額金銭報酬及び賞与（業績連動報酬）とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	205 (12)	143 (12)	62 (-)	- (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	20 (20)	20 (20)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	225 (32)	163 (32)	62 (-)	- (-)	11 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社の業績連動報酬に係る指標は、税引前当期純利益及び担当部門の事業部責任利益であり、その実績は税引前当期純利益は1,124百万円、事業部責任利益は、物流事業本部が2,390百万円、コネクテッド事業本部が△166百万円であります。それぞれの対予算達成度に応じて、業務執行役員を対象に業績連動報酬(賞与)を決定しております。当該指標を選択した理由は、業績の達成度を明確に把握できる数値のためであります。なお、社外取締役及び監査役は、定期同額の基本報酬のみとしております。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の第40回定時株主総会において、役員賞与を含め年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役の員数は8名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年11月17日開催の第39回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における監査役の員数は3名です。
5. 上記のほか、役員退職慰労引当金の当事業年度における繰入額は49百万円であり、その内訳は、以下のとおりであります。
- 取締役 8名 44百万円(うち社外取締役 3名 1百万円)
監査役 3名 5百万円(うち社外監査役 3名 5百万円)
6. 2022年11月25日開催の第44回定時株主総会決議に基づき、任期満了により退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。
- 取締役 1名 35百万円

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度において、当社では取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長執行役員

酒田義矢が取締役の個人別報酬額の具体的内容（固定額金銭報酬及び賞与の個人別金額）を決定しています。代表取締役にこれらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況、各取締役の業務執行状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会が取締役会の諮問に対し答申を行っており、その内容を踏まえて決定しています。

- 二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役土田亮氏は、上智大学法科大学院の教授、株式会社ノエビアホールディングスの社外取締役、株式会社埼玉りそな銀行の取締役監査等委員、及び法律事務所フロンティア・ローの弁護士であります。当社と同氏が所属する法律事務所フロンティア・ローについては、リーガルチェック取引がありましたが、当社と法律事務所フロンティア・ローとの間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。また、当社と他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 常勤監査役伊東弘美氏は、日本プラスト株式会社の社外監査役であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役松倉稔氏は、松倉一悦税理士事務所の所属税理士であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役鈴木邦成氏は、日本大学生産工学部の教授であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 有 宗 政 和	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。また、指名・報酬委員会では委員長を務めています。総合商社で海外事業を含め経験し、また企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有している方です。出席した取締役会等において当社の経営課題に対して、経営全般の観点から有効な発言を行っております。
取締役 土 田 亮	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。弁護士として、また他社社外役員としての豊富な経験と専門知識を有している方です。出席した取締役会等において、会社法対応やコーポレートガバナンス対応を含め、有効な発言を行っております。
取締役 麓 幸 子	当事業年度において、2022年12月31日辞任までに開催された取締役会6回のうち6回に出席いたしました。また、指名・報酬委員会のメンバーでもありました。メディア業界で、専門性の高い各種メディアの最新情報をもとにした企業戦略を支援するソリューション展開などで培われた豊富な経験や、企業の経営経験等の幅広い見識を有している方です。出席した取締役会等において、他社で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、CSRやサステナビリティの面から有効な発言を行っております。
常勤監査役 伊 東 弘 美	当事業年度に開催された取締役会15回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、金融機関で多くの企業評価を行っていた経験や他社で得た豊富な経験と幅広い見識に基づき、有効な発言を行っております。
監査役 松 倉 稔	当事業年度に開催された取締役会15回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から社外監査役として一般株主と利益相反が生じない独立した立場から有効な発言を行っております。
監査役 鈴 木 邦 成	当事業年度に開催された取締役会15回すべて、監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した会議体において、生産工学の研究者としての専門的見地から、物流に関して有効な発言を行っております。

⑦ 取締役会の実効性評価

当社は、取締役の役割・機能の向上を目的として、取締役会全体の実効性の分析・評価を行っており、本年においても実施いたしました。その結果の概要は以下のとおりです。

(評価の実施方法)

対象：取締役・監査役・執行役員全員（株主総会後に就任した執行役員は除く）

方法：アンケート及びインタビュー

内容：取締役会の構成、運営状況、発言、情報提供等

実施時期：2023年3月～5月

(評価結果の概要)

前回アンケート同様、取締役会の実効性については、概ね適切という意見が多く「有効に機能している」と評価しております。

取締役の人数は、辞任による社外取締役の人員減に関する意見があり、本株主総会において社外取締役2名を候補者として提案しております。また、取締役会における積極的な発言については前回のアンケートに続き評価されております。

課題としては、「取締役会付議事項の事前説明、情報提供」「SDGsに関する具体的な検討や議論」「経営者サクセッションプラン」「適切な経営者報酬体系」が引き続き挙げられております。「SDGsに関する具体的な検討や議論」では、2023年5月に代表取締役を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、定期的に取締役会へ報告する体制を整えました。また、社外役員に対する会社用タブレットの貸与によるセキュリティ確保と情報提供により「取締役会付議事項の事前説明、情報提供」については改善された部分がありましたが、一部において未だ不十分との指摘もあり、その課題を踏まえ、当社グループの企業価値向上のために取締役会の実効性を高めるべく、引き続き改善を図ってまいります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が制定している内部統制システムに関する基本方針は、以下のとおりです。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - ① 当社は、社是、経営理念、及び行動指針（五ケンの戒め）を、当社及び子会社の全ての役員・従業員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ② 総務部がコンプライアンスを担当し、当社及び子会社の全ての役員・従業員の法令遵守の取組を推進する。また、「コンプライアンス規程」を定め、同部を中心にその遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
 - ③ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。重要事項については、取締役会に報告する。
 - ④ 法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報窓口を設置する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録・保存する。
 - ② 取締役及び監査役は、必要に応じ、取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書等を閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - ① 「リスク管理規程」に基づき、業務執行に係るリスクの把握、管理及び危機発生に備えた対応を行う。
 - ② リスク管理委員会は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を行い、必要に応じて取締役会に対し、リスク管理に関する活動状況を報告し、提案を行う。
 - ③ 重大な危機が発生した場合には、社長を委員長とするリスク管理委員会を速やかに開催し、危機への対応と速やかな収束に向けて活動する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
 - ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、「取締役会規程」の他、「組織規程」、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」を制定し、必要に応じ定期的な見直しを行う。
 - ② 取締役会は、取締役会規程に基づき月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

- (5) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- ① 当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
 - ② 内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、社長に報告する。
 - ③ 「関係会社管理規程」を定め、一定の経営上の重要事項については機関決定前に当社の承認を求め、又は報告することを義務付けることとし、一定の基準を満たすものは当社の取締役会決議事項とする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号、会社法施行規則第100条第3項第3号）
- ① 当社は、監査役職務を補助する従業員を配置していないが、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。
 - ② 監査役職務を補助すべき従業員の異動・評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。
 - ③ 監査役職務を補助すべき従業員は、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (7) 監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、会社法施行規則第100条第3項第5号）
- ① 当社及び子会社の役員・従業員は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
 - ② 内部監査室は、当社及び子会社に対して実施した内部監査の結果を、定期的に報告する。
 - ③ 内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、監査役に定期的に報告する。
 - ④ 監査役への報告を理由として取締役及び従業員が不利な取扱いを受けないことを保障する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）
- 監査役がその職務の執行について支出した費用の償還などの請求をしたときは、当該費用が監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ①監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために取締役会等の会議に出席する。
- ②監査役は、取締役や経営陣とのミーティング、営業所や子会社への往査を定期的を実施する。月1回定時に監査役会を開催する他、必要に応じ臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(10)反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を役員及び従業員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

①取締役の職務の執行について

取締役会規程の定めにより定時取締役会を1ヵ月に1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行っております。

②リスク管理体制について

リスク管理規程、コンプライアンス規程を定めるとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を四半期に1回開催し、リスク管理体制整備のほか、リスク管理策及びコンプライアンスへの取組等の方針策定、実施状況の確認を行っております。

③内部監査の実施について

内部監査室において、社長が承認した内部監査基本計画に基づき内部監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか等の内部監査結果が社長へ報告され、是正措置がとられております。

④監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、稟議書などの書類の閲覧、代表取締役との意見交換、事業部門等に対するヒヤリング、当社グループ会社を含む複数の事業拠点への往査を行うとともに、内部監査部門から定期的に報告を受けております。また、会計監査人とは、監査計画の協議、監査結果の報告の受領、意見交換を行う等、監査役が必要とする情報の適切な提供を受け、監査を実施しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。日常の事業運営に必要な運転資金と将来の事業展開のための内部留保を確保し、健全な財務体質を維持しつつ、当面は連結配当性向10%を目処とし、将来的には連結配当性向30%を目標とするとともに、減配を行わないことを原則としております。

また、経営の機動性と柔軟性の向上を図り、もって株主利益の向上に資するため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

この基本方針のもと、当期は2度の業績予想の修正を行うなど業績が順調に推移したこと、及び株主還元の一環として、2022年10月14日に公表いたしました1株当たり13円から1円増額し、1株当たり14円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,032,310	流動負債	4,672,661
現金及び預金	3,211,230	買掛金	2,023,634
受取手形	20,860	1年内返済予定の長期借入金	1,514,658
売掛金	1,791,782	未払法人税等	161,394
電子記録債権	119,211	契約負債	288,298
商品	298,378	賞与引当金	237,284
原材料及び貯蔵品	18,791	その他	447,391
未収還付法人税等	1,907	固定負債	7,719,865
その他	575,016	長期借入金	6,791,924
貸倒引当金	△4,868	繰延税金負債	5,670
固定資産	14,866,070	役員退職慰労引当金	568,281
有形固定資産	13,341,910	退職給付に係る負債	337,320
レンタル資産	10,805,579	資産除去債務	15,900
建物及び構築物	1,198,006	その他	768
機械装置及び運搬具	70,433	負債合計	12,392,526
土地	1,086,632	(純資産の部)	
建設仮勘定	123,325	株主資本	8,421,430
その他	57,933	資本金	96,000
無形固定資産	751,325	資本剰余金	391,349
投資その他の資産	772,834	利益剰余金	7,935,004
投資有価証券	109,437	自己株式	△923
繰延税金資産	323,756	その他の包括利益累計額	14,975
その他	351,590	その他有価証券評価差額金	9,808
貸倒引当金	△11,950	為替換算調整勘定	5,167
		非支配株主持分	69,448
資産合計	20,898,381	純資産合計	8,505,854
		負債純資産合計	20,898,381

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,833,865
売上原価	10,033,050
売上総利益	4,800,814
販売費及び一般管理費	3,970,764
営業利益	830,050
受取利息	1,019
受取配当金	300
受取補償金	360,825
その他	51,171
営業外費用	413,317
支払利息	39,052
その他	11,938
経常利益	1,192,376
特別利益	556
固定資産売却益	556
特別損失	-
減損損失	48,730
投資有価証券評価損	17,409
その他	2,023
税金等調整前当期純利益	1,124,769
法人税、住民税及び事業税	441,174
法人税等調整額	△80,101
当期純利益	763,695
非支配株主に帰属する当期純利益	19,912
親会社株主に帰属する当期純利益	743,782

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	96,000	391,349	7,290,795	△923	7,777,221
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△99,573		△99,573
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			743,782		743,782
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	644,209	-	644,209
当連結会計年度末残高	96,000	391,349	7,935,004	△923	8,421,430

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	5,183	△5,338	△154	43,995	7,821,062
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△99,573
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					743,782
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	4,624	10,505	15,130	25,452	40,582
当連結会計年度変動額合計	4,624	10,505	15,130	25,452	684,792
当連結会計年度末残高	9,808	5,167	14,975	69,448	8,505,854

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,162,159	流動負債	4,325,114
現金及び預金	2,772,361	買掛金	2,006,899
受取手形	20,743	1年内返済予定の長期借入金	1,514,658
売掛金	1,688,455	未払金	363,644
電子記録債権	119,211	未払費用	31,843
商品	290,502	未払法人税等	160,170
貯蔵品	9,370	預り金	15,444
前払費用	1,512	契約負債	2,199
前払費用	217,938	賞与引当金	230,130
その他当金	46,941	その他	124
貸倒引当金	△4,877		
固定資産	15,089,930	固定負債	7,692,597
有形固定資産	13,118,125	長期借入金	6,791,924
レンタル資産	10,747,379	退職給付引当金	322,167
建物	1,111,597	役員退職慰労引当金	562,605
構築物	62,069	資産除去債務	15,900
機械及び装置	52,915		
車両運搬具	13,491	負債合計	12,017,712
工具、器具及び備品	53,237	(純資産の部)	
土地	954,108	株主資本	8,224,569
建設仮勘定	123,325	資本金	96,000
無形固定資産	751,107	資本剰余金	391,349
特許権	822	その他資本剰余金	391,349
商標	2,859	利益剰余金	7,738,144
ソフトウェア	408,251	利益準備金	25,404
その他	339,173	その他利益剰余金	7,712,739
投資その他の資産	1,220,697	特別償却準備金	6,634
投資有価証券	109,437	別途積立金	3,700,000
関係会社株式	172,724	繰越利益剰余金	4,006,105
関係会社長期貸付金	428,885	自己株式	△923
長期前払費用	35,576	評価・換算差額等	9,808
繰延税金資産	314,221	その他有価証券評価差額金	9,808
その他	307,468		
貸倒引当金	△147,615	純資産合計	8,234,378
資産合計	20,252,090	負債純資産合計	20,252,090

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		14,338,465
売上原価		9,822,472
売上総利益		4,515,993
販売費及び一般管理費		3,719,649
営業利益		796,343
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,990	
受取補償金	356,481	
その他	43,584	410,056
営業外費用		
支払利息	39,052	
貸倒引当金繰入額	32,344	
その他	4,850	76,247
経常利益		1,130,152
特別利益		
固定資産売却益	556	556
特別損失		
減損損失	48,730	
投資有価証券評価損	17,409	
その他	1,720	67,860
税引前当期純利益		1,062,848
法人税、住民税及び事業税	426,946	
法人税等調整額	△81,236	345,710
当期純利益		717,138

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
				特別償却 準備金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	96,000	391,349	391,349	25,404	19,571	3,700,000	3,375,603	7,120,579	△923	7,607,005
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△99,573	△99,573		△99,573
当期純利益							717,138	717,138		717,138
自己株式の取得										
特別償却準備 金の取崩					△12,937		12,937	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△12,937	-	630,501	617,564	-	617,564
当 期 末 残 高	96,000	391,349	391,349	25,404	6,634	3,700,000	4,006,105	7,738,144	△923	8,224,569

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
当期首残高	5,183	5,183	7,612,189
当期変動額			
剰余金の配当			△99,573
当期純利益			717,138
自己株式の取得			
特別償却準備金の取崩			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,624	4,624	4,624
当期変動額合計	4,624	4,624	622,189
当期末残高	9,808	9,808	8,234,378

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月19日

ユーピーアール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 幸毅
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉岡 浩二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユーピーアール株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーピーアール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月19日

ユーピーアール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 幸毅
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉岡 浩二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユーピーアール株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)、並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月20日

ユーピーオール株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 東 弘 美 ㊞

監 査 役 松 倉 稔 ㊞

監 査 役 鈴 木 邦 成 ㊞

(注) 常勤監査役伊東弘美、監査役松倉稔及び鈴木邦成は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の業容の拡大及び今後の事業内容の多様化に備えるため、現行定款第2条の事業目的にサステナビリティに関する事業を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、社業を通じて社会に貢献するため、次の事業を行うことを目的とする。 1. 下記(1)から(4)の機器に関わる物品賃貸(含むリース業)・販売業 (1)～(4) (条文省略) (新設) 2. ～7. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. 下記(1)から <u>(5)</u> の機器に関わる物品賃貸(含むリース業)・販売業 (1)～(4) (現行どおり) <u>(5) 環境関連資材および環境関連機器</u> 2. ～7. (現行どおり)

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役麓幸子氏は2022年12月31日に辞任されました。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	酒田義矢 (1964年5月30日)	1988年4月 積水化学工業(株)入社 1994年11月 ウベパレット(株) (現当社) 専務取締役 1998年11月 同社 (現当社) 代表取締役社長 2005年9月 ウベパレットサービス(株) 代表取締役社長 2013年11月 (株)レノファ山口 社外取締役 (現任) 2020年11月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)	3,838,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 酒田義矢氏は、当社専務取締役、代表取締役社長を務め、長年にわたり当グループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。今後も、当グループの持続的な企業価値向上に必要な不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>			
2	酒田健治 (1955年9月23日)	1979年4月 三菱商事(株)入社 1996年11月 ウベパレット(株) (現当社) 専務取締役 2020年9月 当社専務取締役 コネクティッド事業本部長 2020年11月 当社取締役 専務執行役員 コネクティッド事業本部長 2021年4月 当社取締役 専務執行役員 2022年11月 当社取締役 専務執行役員 DX本部長 2023年9月 当社取締役 専務執行役員 DX本部長 兼先端開発部長 (現任)	116,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 酒田健治氏は、当社専務取締役として長年にわたり当グループの経営に携わっており、事業運営の重要な役割を担っております。今後も、当グループの持続的な企業価値向上に必要な不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	まち だ とし あき 町 田 敏 明 (1957年5月28日)	1980年4月 ㈱三和銀行(現㈱三菱UFJ銀行) 入行 2003年11月 同行五反田ビジネスバンキング営業部長 2006年1月 同行五反田兼三田法人営業推進支社長 2006年9月 同行下赤塚駅前支店長 2011年5月 当社入社 営業推進室長 2014年10月 当社取締役総務・人事本部長 2020年9月 当社取締役総務人事本部長 2020年11月 当社取締役 常務執行役員 総務人事本 部長 2021年9月 当社取締役 常務執行役員 コーポー ト本部長(現任)	21,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 町田敏明氏は、現㈱三菱UFJ銀行で得た経験や深い知見を有しており、当社入社以来、主に総務・人事の面で中心的な役割を担っております。今後も、当グループの持続的な企業価値向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>			
4	いし むら ひろし 石 村 浩 (1963年4月29日)	1987年4月 ㈱東芝入社 2008年6月 Toshiba America Information Systems Inc. Senior Vice President 2013年10月 同社新規事業開発部 部長 2015年4月 同社研究開発統括部マーケティング戦略 室 室長 2016年6月 当社入社 経営企画部長 2020年11月 当社取締役 常務執行役員 物流事業本 部長(現任)	14,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 石村浩氏は、㈱東芝で得た経験や深い知見を有しており、当社入社後、経営企画部門の責任者を務め、当社の業務全般を熟知するとともに、現在は物流事業の責任者として中心的な役割を担っております。今後も、その知識及び経験が当グループの持続的な企業価値向上に必要不可欠であると判断したため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	あり むね まさ かず 有 宗 政 和 (1955年12月15日)	1979年 4月 丸紅(株)入社 2004年 4月 同社ゴム部長 2009年 4月 同社欧州支配人補佐兼丸紅欧州会社副 社長 2013年 4月 同社執行役員ライフスタイル・紙パル プ部門長 2016年 6月 丸紅セーフネット(株) 代表取締役社長 2017年11月 当社社外取締役(現任) 2019年 6月 (一社)日本養鶏協会 顧問 2020年 7月 (株)アキタフーズ 常務取締役	3,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 有宗政和氏は、総合商社で海外事業を含め経験し、また企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような知識等を活かし、当社グループの持続的な企業価値向上のための経営全課題について、引き続き経営者の視点から有益なアドバイスをいただくことを期待し、同氏を社外取締役候補者としていたしました。</p>			
6	つち だ りょう 土 田 亮 (戸籍上の氏名：寺西 亮) (1968年7月4日)	2010年 1月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 法律事務所フロンティア・ロー弁護士 (現任) 2014年 4月 専修大学法学部教授 2015年 6月 (株)りそな銀行社外監査役 2017年11月 当社社外取締役(現任) 2018年12月 (株)ノエビアホールディングス社外監査役 2019年 6月 (株)りそな銀行社外取締役 2020年 4月 上智大学法科大学院教授(現任) 2021年12月 (株)ノエビアホールディングス社外取締役 (現任) 2023年 6月 (株)埼玉りそな銀行取締役監査等委員 (現任)	2,800株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 土田亮氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として、また他社社外役員としての豊富な経験と専門知識を有しております。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対し、主に法務、コーポレートガバナンス、コンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただいております。引き続き有効な助言をいただけることを期待し、同氏を社外取締役候補者としていたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	※ おのづか くに けいこ 小野塚 邦子 (1964年6月4日)	1988年 4月 キリンビール(株)入社 2002年 3月 同社広域販売推進部 営業企画部 担 当部長 2005年 9月 同社首都圏統括本部 首都圏営業企画 部 担当部長 2010年 3月 同社人事総務部 人事採用担当 主務 2014年10月 同社広域法人営業部 部長 2016年 3月 キリンアンドコミュニケーションズ(株) 代表取締役社長 2022年 5月 大妻女子大学 大妻マネジメントアカ デミー 講師 (現任) 2023年 4月 大妻女子大学 人間関係学部 非常勤 講師 (現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
小野塚邦子氏は、大手飲料メーカーで営業企画、人事総務、グループ会社の代表取締役などを務め、企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような知識等を活かし、当グループの企業価値向上のため、サステナビリティを含め当社課題に対し有益なアドバイスをいただくことを期待し、社外取締役候補者といいたしました。			
8	※ のむら ゆき けいこ 野村 有季子 (戸籍上の氏名：馬場 有季子) (1969年12月24日)	1994年 4月 ハイアットリージェンシーオーサカ(株) 入社 2002年10月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査 法人) 入所 2006年 4月 公認会計士 登録 2013年10月 フィリップモリスジャパン (合同) 入社 2014年 6月 (株)マネースクエアHD 社外監査役 2021年 4月 長瀬産業(株)入社 2022年 3月 (株)ワンキャリア 社外取締役監査等委 員 (現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
野村有季子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、複数の会社で財務会計、監査、法務など経験しております。公認会計士として監査業務や海外事業にも携わり、また他社社外役員として豊富な経験と専門知識を有しております。このような知識等を活かし、当社の経営課題に対し、主に財務会計、コーポレートガバナンスの観点から有益なアドバイスをいただくことを期待し、社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 取締役候補者酒田義矢氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 有宗政和氏、土田亮氏、小野塚邦子氏及び野村有季子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 有宗政和氏、土田亮氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。

有宗 政和氏 6年

土田 亮氏 6年

6. 当社は、有宗政和氏及び土田亮氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、小野塚邦子氏及び野村有季子氏の両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、取締役および監査役と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、職務の執行において悪意、重過失がないことを条件に同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。
各候補者の再任が承認された場合、各候補者との当該契約を継続する予定です。また、小野塚邦子氏及び野村有季子氏の両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、有宗政和氏及び土田亮氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、小野塚邦子氏及び野村有季子氏の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員条件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】 スキルマトリックス

	候補者 番号	氏名	社外	女性	独立性	指名・報酬 委員会	経営全般	業界知識 (物流)	国際経験	ESG サステナビリティ	技術 研究開発	財務会計	法務・リスク マネジメント
取締役	1	酒田 義矢				○	○	○		○			
	2	酒田 健治					○	○	○		○		
	3	町田 敏明					○	○		○		○	○
	4	石村 浩					○	○	○	○	○	○	
	5	有宗 政和	○		○	◎	○		○				○
	6	土田 亮	○		○	○				○		○	○
	7	小野塚邦子	○	○	○		○			○			
	8	野村有季子	○	○	○		○		○			○	○
監 査 役	-	伊東 弘美	○		○		○					○	○
	-	松倉 稔	○		○							○	
	-	鈴木 邦成	○		○			○			○		

※上記は、各人の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

※指名・報酬委員会◎は、委員長。

※当社は、執行役員制度を導入しております。本定時株主総会後に開催される取締役会において選任予定の執行役員等（取締役を除く）については、次のとおりです。

	候補者 番号	氏名	女性	指名・報酬 委員会	経営全般	業界知識 (物流)	国際経験	ESG サステナビリティ	技術 研究開発	財務会計	法務・リスク マネジメント
執行 役員	-	坂本 裕司				○	○	○	○		
	-	岩西 慶太				○		○			
	-	石川 修						○		○	○
	-	袴田 真一				○		○			
	-	中野 正樹				○			○		

【ご参考】 取締役の選任についての指名・報酬委員会の審議にかかる基本方針

1. 取締役選任の基本方針

当社では、当社の持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を取締役とすることを基本方針とする。

この方針を実現するため、次のような資質を有する者の中から、各自に期待される役割や責務を実効的に果たすことが出来る全般的な能力を備えた者がバランス良く取締役会を構成するように考慮する。

- イ) 当社の経営理念を理解・尊重し、すぐれた人格及び見識を有する者
- ロ) 当社の企業理念、企業文化を十分理解し、事業に関して求められる十分な知見や経験を有する者
- ハ) 当社の業務に関する高度な専門知識を有し、会社経営に携わる者として優れた能力を有する者

2. 取締役候補者の選定基準

(1) 社内取締役

- イ) 当社の行う事業についての高度な知識及び理解を有し、経営判断、業務の執行について優れた能力を有する者
- ロ) 当該候補者が現に当社取締役または従業員である場合には、当社において適切に職務を遂行し、現在の職位において会社に十分な貢献をしている者であること

(2) 社外取締役

独立役員としての資格を有する者であり当社と特別な利害関係を有しない者であって、以下のいずれかに該当する高い能力、経験、識見を有し、当社の経営に適切な助言を行い、取締役の職務の監督を行うことができる者

- イ) 企業経営に関与した経験を有し企業経営に関する優れた能力を有する者
- ロ) 法律に関する相当程度の専門知識を有する者
- ハ) 財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者
- ニ) 当社のビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者
- ホ) 研究、開発、マーケティング等について豊富な経験を有する者
- ヘ) その他当社社外取締役として求められる能力、経験を有する者

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2022年12月31日をもって辞任された社外取締役麓幸子氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、役員退職慰労金規程に基づき支給するものであり、相当であると判断しております。

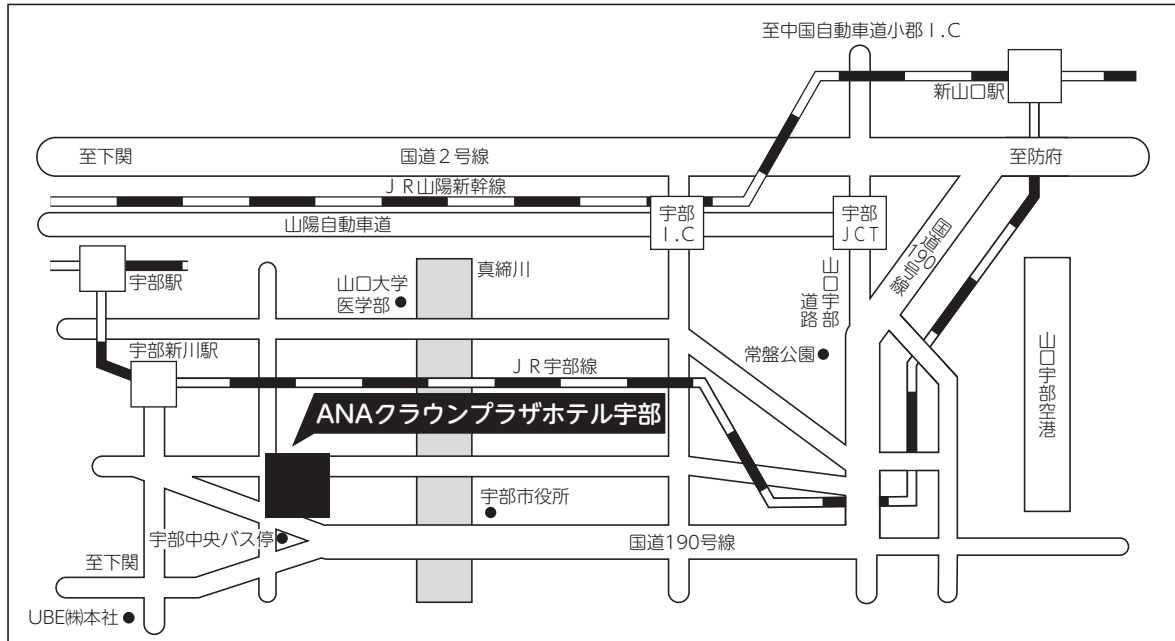
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名	略 歴
ふもと さち こ 麓 幸 子 (戸籍上の氏名：田中 幸子)	2019年11月 当社社外取締役 2022年12月 当社社外取締役辞任

以上

株主総会会場ご案内図

会場：山口県宇部市相生町8番1号
ANAクラウンプラザホテル宇部 3階 万葉の間
TEL：0836-32-1112



交通：山口宇部空港より車で10分
JR宇部新川駅より徒歩5分
山陽自動車道宇部下関線 宇部I.Cより車で10分